

火災から命を守るために

— 日々の防火管理で求められる視点と実戦的な消防訓練等について —

(防火管理研修用資料)

1. はじめに

2. 防火管理について

3. 実戦的な消防訓練と避難行動

4. おわりに

1. はじめに

研修の目的

本研修では、

- 専門的な法令用語は、できる限り**使用しません**。
- 細かい基準の解説は、**省略します**。

日々の防火管理業務を行う上で
大切な内容を、今からお伝えします。

1. はじめに

研修の目的

お伝えする大切な内容とは、次の2つです。

- ① **消防法違反** となりやすいケース
- ② 実戦的な**消防訓練**と**避難行動**

全ては**火災**から**命を守る**ためです

1. はじめに

消防法を遵守すること

- 消防法は、多くの犠牲者を出した数々の火災を教訓として、同じような悲劇が繰り返されないよう、幾度も改正されてきました。
- 消防法は、火災を予防し、火災から皆さまの命を守ることを目的とした法律です。
- 消防法に違反するということは、火災の発生危険のみでなく、火災により命を落とす危険が高まることを意味します。

火災から命を守るため、

よくある消防法違反のケースをご紹介します

1. はじめに

2. 防火管理について

3. 実戦的な消防訓練と避難行動

4. おわりに

2. 防火管理について

防火管理の内容

そもそも「**防火管理**」業務とは？（消防法第8条第1項概略）

- 消防計画の作成
- 消防用設備等の点検及び整備
- 火気・避難経路・収容人員の管理
- 消防訓練の実施 など

2. 防火管理について

防火管理の内容

これらの「**防火管理**」業務を行うのは・・・

防火管理者の**あなた**です！

(消防法第8条第1項概略)

一定規模の建物について管理権限を有する者は、防火管理者を定めて、防火管理業務を行わせなければならない。

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ハード面）

主な消防用設備等

- 消火器
- 自動火災報知設備（自火報）
- 屋内消火栓（屋内栓）
- 誘導灯・避難器具 等



密接に関係する項目

- 面積
- 構造・区画
- 建物の用途
- 開口部・収容人員 等

右表の条件が変わると、消防用設備等が新たに必要になる場合があります。具体的なケースを見ていきましょう。

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ハード面）

① 接続増築

面積増加



自火報・屋内栓の
(一部)未設置

建物の接続増築により面積が増加。建物全体（又は増築部分）に自火報・屋内栓等が必要になるケース。棟同士を接続するよう屋根を設けたことにより、設備が必要になるケースもある。

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ハード面）

② 区画変更

区画変更



自火報の感知器等が
一部未設置

建物内の間仕切り変更により、新たに区画された部分に自火報の感知器やスプリンクラーヘッド等が一部未設置になるケース。

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ハード面）

③用途変更

用途変更



様々な設備・防火管
理者の資格に影響

例えば事務所から物販店舗に用途が変更された場合、様々な消防用設備の設置や防火管理者の資格変更が必要になるケース。

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ハード面）

④ 開口部減少

開口部減少



屋内栓・誘導灯等が
未設置

窓が閉鎖されるなど、避難に有効な開口部面積の減少により、設備の設置基準が強化され、屋内栓や誘導灯等が必要になるケース。

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ハード面）

⑤ 収容人員増加

収容人員
増加



避難器具等の設備・
防火管理者の選任に
影響

業態変更や事業拡張により、お客や従業員の数が増加した場合、様々な消防用設備の設置や防火管理者の選任が必要になるケース。

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ハード面）

主な消防用設備等

- 消火器
- 自動火災報知設備（自火報）
- 屋内消火栓（屋内栓）
- 誘導灯・避難器具 等



密接に関係する項目

- 面積
- 構造・区画
- 建物の用途
- 開口部・収容人員 等

右表の内容が変わる場合、**事前に**港消防署予防課までご相談ください。（TEL：052-661-0119）

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ソフト面）

主なチェック項目

- ①防火管理者に、**変更**はないか。
- ②火気の周囲に、**可燃物**はないか、**管理**は適切か。
- ③消防用設備等は、適切に**維持管理**されているか。
- ④通路・階段・防火戸等の周囲に、**障害物**はないか。
- ⑤危険物・高圧ガスは、**取扱量・種類の変更**はないか。

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ソフト面）

① 防火管理者未選任

- 異動により防火管理者が未選任。



- 新たに防火管理者の資格を持つ人を選任し、防火管理者選任(解任)届出書を、消防署へ提出する。
- 併せて、新たな防火管理者名で消防計画作成（変更）届出書を、消防署へ提出する。



【届出に係る参考動画：東京消防庁】

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ソフト面）

②火気の管理

●火気（厨房、ボイラー、溶接等）の周囲に、可燃物がある。



●ただちに可燃物を移動させる。困難な場合は不燃シートで覆う。
（溶接など、**火花**が周囲に飛散する作業は要注意！）

●また、タバコの火の不始末による火災も多い。灰皿には水を溜め、定期的に交換。捨てるときは完全に火が消えてから。

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ソフト面）

③ 消防用設備等の維持管理

- 消防用設備等の点検が未実施・未報告である。
- 物品が存置され、操作に支障がある。



- 点検を実施し、その結果を消防署へ届け出る。また、不備がある場合は速やかに改修する。（届出は、特定1年、非特定3年毎）
- 操作の支障になっている物品を、ただちに移動させる。（発信機、屋内消火栓BOX及び誘導灯が物品や広告で隠れている等）



【点検制度の解説リーフレット】

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ソフト面）

④ 通路・階段・防火戸等の管理

- 通路・階段に、避難の障害となる物品が存置されている。
- 防火戸・防火シャッター周囲に、閉鎖障害となる物品が存置されている。
- 窓の内側に目張り又は外側に看板・フェンス等が新たに設けられている。



- ただちに障害物を移動させる。
- 開口部が減少する工事をするときは、事前に消防署へ相談する。

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ソフト面）

⑤危険物・高圧ガスの管理

- 一定数量以上の危険物・高圧ガスが無許可（又は未届）で取扱っている。
- 許可（又は届出）時から、危険物等の数量又は種類が増加している。



- 取扱っている危険物・高圧ガスの数量及び種類を確認する。
- 許可（又は届出）が必要な数量の場合、速やかに消防署へ連絡するとともに、仕入れ先への返品が可能か確認する。

2. 防火管理について

消防法違反となりやすいケース（ソフト面）

主なチェック項目

- ①防火管理者に、**変更**はないか。
- ②火気の周囲に、**可燃物**はないか、**管理**は適切か。
- ③消防用設備等は、適切に**維持管理**されているか。
- ④通路・階段・防火戸等の周囲に、**障害物**はないか。
- ⑤危険物・高圧ガスは、**取扱量・種類の変更**はないか。

①と③に係る不備が、特に多いです。火災から命を守るため、消防法違反とならないよう、ご注意ください！

目次

1. はじめに

2. 防火管理について

3. 実戦的な消防訓練と避難行動

4. おわりに

3. 実戦的な消防訓練と避難行動

消防訓練の定義

消防訓練とは

- 消防計画に基づき実施する消火、通報及び避難の訓練のこと
- 不特定多数の人が出入りする用途の場合、年2回以上の実施が義務
- 上記以外は、消防計画（通常年1回以上）による実施が義務

【消防計画例の一部抜粋】

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	○月・○月	震災訓練	○月
避難訓練	○月・○月		
通報訓練	○月・○月	総合訓練	○月

3. 実戦的な消防訓練と避難行動

消防訓練で注意すべきこと（法令面）

① 消防訓練の未実施

● 消防訓練が定期的に実施されていない。



● 消防計画を確認し、定期的に消防訓練を実施する。また、訓練の3日前までに、消防署へ消防計画実施届を提出する。

第8

消防訓練実施届

年 月 日	
(あて先) 名古屋市 ○○ 消防署長	
届出者	
住所 名古屋市○区○○一丁目1番1号	
氏名 株式会社 ○△ 代表取締役社長 ○○ ○○	
電話 (○○)○○○-○○○	
火災予防条例 第67条第1項 第67条第2項の規定により、消防訓練の実施を届け出ます。	
訓練日時	○○年○○月○○日 ○○時○○分～○○時○○分
訓練場所	株式会社 ○△
訓練目的	初期消火、避難、通報訓練
参加人員	○○名
訓練概要	・ 発見、通報・避難、初期消火、避難誘導訓練 ・ 詳細については別紙のとおり
備考	・ 119番へ通報します。 ・ ビデオ「事業所の防火・防災」の貸出しをお願いします。 ・ 訓練用消火器（水トレーナー）5本の貸出しをお願いします。
※ 受付欄	
※ 経過欄	

【消防訓練実施届（記入例）】

3.実戦的な消防訓練と避難行動

消防訓練で注意すべきこと（効果面）

②ワンパターンの消防訓練

●消防訓練は定期的には実施しているが、いつも同じ内容で実施している。



●同じ火災は、一つとしてありません。様々なケースを想定した訓練を行うことが重要です。

●出火時間、出火場所、出火原因、被害状況及び勤務体制等の想定をアレンジし、実態に即した形で実施してください。

3.実戦的な消防訓練と避難行動

消防訓練で注意すべきこと（効果面）

②ワンパターンの消防訓練

- 最近、非常に効果が高いと話題の消防訓練があります。それは・・・



火災図上訓練です！

火災図上訓練とは

③ 火災図上訓練の実施

主なメリット

- ① ゲーム感覚で手軽に実施できる。
- ② 事業所内にある消防用設備等の位置や種類を改めて整理できる。
- ③ 火災発生時に必要な行動を皆で考え、共有することができる。
- ④ 火災図上訓練を通じて、職場における課題点が整理できる。

火災図上訓練とは

③ 火災図上訓練の実施

主な注意点

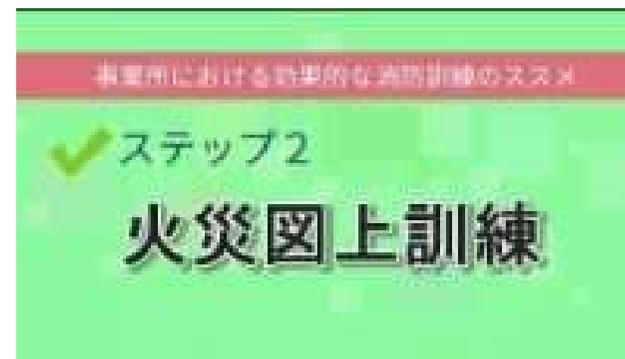
- ① 火災図上訓練の成否は、進行役の手腕に大きく左右される。
- ② 建物の平面図が必要となる。
- ③ 消防用設備等の位置や機能を、ある程度理解しておく必要がある。
- ④ 職務上の地位に関係なく、自由に意見を言える雰囲気作りが大切である。

3.実戦的な消防訓練と避難行動

火災図上訓練とは

基本的な流れ

- ①訓練の流れやルールを説明
- ②図面で消防用設備等の位置等を確認
- ③訓練想定を発表・訓練開始
- ④火災の進行に応じた行動を確認
- ⑤訓練終了
- ⑥皆で行動の振り返りを実施



【参考動画①：港消防署制作】



【参考動画②：南消防署制作】

3.実戦的な消防訓練と避難行動

火災から命を守る避難の指針（京都市消防局）

「火災から命を守る避難の指針」とは

京都市消防局が、令和元年7月に発生した「京都市伏見区で発生した爆発火災」を踏まえて策定した、火災発生時における避難行動の指針

特長

- 火災人命危険レベルを、煙の状況に応じて3段階に区分
- 危険レベルに応じた避難行動を具体的に分かりやすく解説

3.実戦的な消防訓練と避難行動

火災から命を守る避難の指針（京都市消防局）

火災から命を守る避難

7つの指針と11の知恵

- 指針1 火災を早く知る (火警を早く知る) 手動の煙探知と早期の避難行動の開始
- 指針2 階段に煙を入れない
- 指針3 煙や熱が広がる方向から避難し、逃げ遅れる手段の確保
- 指針4 避難はしこ等の避難器具で逃げる
- 指針5 煙や熱にさらわれるほど危険な状況下における対策
- 指針6 避難後は決して戻らず助け合う
- 指針7 煙や熱による出入口の体勢づくり

命を守る避難のためには、

- ① 避難開始までの時間を早める（早く知り、行動を開始する）
- ② 避難行動時間を短くする（状況判断力の向上で迅速な避難）
- ③ 延焼・煙散時間を抑制する（建物の防火性能向上、炎、煙の拡散防止）

京都市消防局 Kyoto City Fire Department

【リーフレット（一部抜粋）・QRコード】



火災人命危険レベル

火災発生時に避難者が取るべき避難行動を考えるうえで、火災の状況を3段階に区分し、レベルに応じた避難行動を例示しました。火災時に避難する場合は、自分は今の火災人命危険レベルにいるのかを判断して行動してください。

レベル1	レベル2	レベル3
階段が煙がなく使用可能な状況	階段が煙により使用できない状況	階段及びフロア全体が煙が流入し、避難者自身が煙に覆われ危機的な状況
階段を利用して地上、下階へ避難	階段以外からの避難等	煙に覆われた状態からの脱出
<ul style="list-style-type: none"> 窓が壊れる場合は、煙が流入していない窓を選択して避難 	<ul style="list-style-type: none"> 窓、ベランダ等から避難経路での避難 窓、ベランダ等、外壁に触れる場所への避難（救助を求める） 一時避難スペースへの避難、待機（救助を求める） 	<ul style="list-style-type: none"> 窓、ベランダ等から避難経路での避難 窓、ベランダ等から避難経路での避難 一時避難スペースへの避難、待機（救助を求める） 窓、ベランダ等から下り下り避難（2階にいます）

主な避難行動の例

火災の多くはこのレベルで避難できます！いつもの避難訓練もレベル1！

方々に備えてレベル2、レベル3を想定した避難訓練を！

火災時の火煙の状況と避難行動

室内で発生した火災の煙は、まず天井に広がってから床面へと下がり、やがて部屋全体が煙に覆われます。また、煙が階段や吹き抜けを伝って急速に上に広がり、階段室に流入すると、階段を使って避難できなくなることがあります。

3階で階段が使えなくなったときの避難行動（7ページ参照）

2階で階段が使えなくなったときの避難行動（5～6ページ参照）

窓から炎が侵入することも

煙は天井を流れ上昇

吹き抜けや廊下が開放された階段室は煙の通り道となり最上階から煙が蓄積する。

低い姿勢で避難

ドアの隙間から煙が侵入

ぶら下がり避難

一時避難したから煙の侵入を防ぐ

3～5m 砂

0.5～1m 砂

低い姿勢で避難

火災から命を守る避難

1～編集編～

避難行動マニュアル作成、資料作成、編集、校正（3月）

こうすると地上までの距離が縮まり負傷するリスクを減らすことができます

【動画版】

目次

1. はじめに

2. 防火管理について

3. 実戦的な消防訓練と避難行動

4. おわりに

4. おわりに

- 消防法は、数々の火災を教訓として何度も改正されてきたことは、先にお伝えしたとおりです。
- しかし、京都市伏見区で発生した爆発火災や、大阪市北区ビル火災のように、消防法の想定をはるかに超えた、ガソリンの使用による凶悪な放火事案が、近年、連続して発生しています。
- 火災から命を守るため、消防法の遵守のみでなく、より実戦的な消防訓練の実施や避難行動への理解が、今、必要とされています。

本研修が少しでも皆様のお役に立てたのであれば幸いです。